第 3787 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2009年)平成21年 6月 26日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町２－４－６ Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 相続税の申告期限の延長

Q：相続で一定の要件に該当する場合は、相続税の申告期限の延長が認められるそうですが、必ず延長しなくてはいけないのですか？ そのほか注意しなければならないことはありませんか？

A：延長しなくてもいいですが、要件に該当する場合は、必要書類を提出しなければならないこととなっています。

【解説】

平成20年10月１日から平成21年３月31日までの相続で、①被相続人の相続財産に非上場株式等が含まれている、②被相続人が会社の代表権を有していた場合には、相続税の納税猶予制度を適用するかどうかにかかわらず、22年２月１日が申告期限となっています。

申告には、次の点に注意しておいてください。

① 被相続人の代表権について
被相続人の代表権は、生前のいずれかの時点で代表権を有していたかどうかで判定しますので、過去に代表権を有したことがある被相続人であればこの要件を満たすことになります。

② 添付する必要書類
申告時には代表権を有していたことを明らかにする登記事項証明書の写しや法人税の申告書別表一（一）の写しなどの資料の添付が必要になります。

③申告期限の延長を受けない場合
申告期限の延長を受けない場合であっても、②の書類の添付が必要になります。